

大阪広域水道企業団水道用水供給条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 住民、事業者等の利便性向上や事務の簡素化を図るため、分水工事申込書等において押印を要しないこととし、その他所要の改正を行います。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。